

一般職の任期付職員採用等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十八年三月三十日

奈良県人事委員会委員長 馬 場 勝 也

奈良県人事委員会規則第二十二号

一般職の任期付職員採用等に関する規則の一部を改正する規則

一般職の任期付職員採用等に関する規則（平成十四年十二月奈良県人事委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第四条を次のように改める。

第四条 削除

第七条の見出し中「級別資格基準表」を「在級期間表」に改め、同条第一項中「人事委員会が行う試験」を「初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和四十六年三月奈良県人事委員会規則第十五号。以下「初任給規則」という。）第十二条第二項第一号又は第二号に掲げる試験」に、「初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和四十六年三月奈良県人事委員会規則第十五号。以下「初任給規則」という。）別表第二」を「初任給規則別表第六」に、「級別資格基準表（以下この条及び次条において「級別資格基準表」という。）の試験欄の「正規の試験」の区分のうち当該試験に対応する区分を適用する」を「在級期間表の適用については、採用試験の結果に基づいて職員となった者として取り扱う」に改め、同条第二項中「第十条第一項」を「第十条第二項」に、「級別資格基準表に定める必要経過年数に百分の八十以上百分の百未満の割合を乗じて得た年数をもって、級別資格基準表の必要経過年数とする」を「同項の定める「特別の事情がある場合」に該当するものとして取り扱う」に改める。

第八条中「級別資格基準表を適用する場合における」を「初任給規則第十四条の二に規定する」に、「別表第六」を「別表第二」に改め、「（以下この条において「初任給基準表」という。）」を削り、「級別資格基準表」を「初任給基準表の試験欄」に改める。

第九条中「第九条第一号」を「第十九条の二第四項第一号」に改め、「第十七条第一号又は第二号」を「第十七条」に改める。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。